

令和 7 年度 市民の声提案箱 回答

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
1	5月7日	5月21日	メール	教育総務課
提案内容 ●小学校の椅子・机について 境港市立余子小学校の記事を読みました。身長の高い子にはその子に合った机や椅子に座らせてあげてください。よろしくお願いします。				
回答内容 各学校の机や椅子に関しましては、学校からの連絡に基づいて購入・配置しております。 記事の児童につきましては、余子小学校で一番大きいもの（5号）を使用しておりますが、現在の児童の身長に対して小さいようですので、身体に合ったもの（6号）を購入し、児童に不便の無いようにいたします。 今後は、学校と連携を取りながら、体格にあった備品に変更するなど、子どもたちが学校生活を安心して過ごせるよう、努めてまいります。				

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
2	5月7日	5月21日	メール	水産商工課
提案内容 ●市内のガソリンスタンドについて 市内ガソリンスタンドについて、地下タンクの交換費用が多額であり、今後、閉店していく恐れがある。ガソリンスタンドは市民生活に直結する不可欠な存在であることから、対策を考えておいたほうがよい。				
回答内容 2010年の消防法改正により、40年以上経過した地下タンクは改修、または交換が義務付けられ、経営に影響がでている旨把握しております。 ガソリンスタンドを経営する事業者への聞き取り等を行い、今後の動向等、現状の把握に努めてまいります。				

令和 7 年度 市民の声提案箱 回答

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
3	5月14日	5月23日	メール	環境・ごみ対策課
提案内容 ●ナガミヒナゲシへの対応について ナガミヒナゲシという草を道路わきや畑などに見られるようになりました。オレンジ色で一見かわいらしいなど見ていましたが、有毒成分を含み、素手で触ると炎症を起こす可能性があり、また、繁殖力が非常に強く、地面に落ちると翌年また発芽することなどから「注意が必要な草」とされているようです。 以下を提案しますので早急なご対応をよろしくお願いいたします。 ・毒性のある草であること、駆除方法（手袋を着用して根から抜き取る、種子が飛散しないよう注意する。抜き取ったものは放置せず、市が指定する可燃ゴミ袋に入れて決められたごみ収集日に出す。）などを市民の皆様に早急に伝わる方法で周知されること。				
回答内容 ナガミヒナゲシの目撃情報の提供及び対策へのご提案をいただきありがとうございます。ナガミヒナゲシは、オオキンケイギクのように繁殖、移動が規制され、防除の対象となる特定外来生物には認定されておりませんが、ご指摘のとおり、有毒成分を含み、繁殖力が非常に高い外来生物と認識しております。今回の目撃情報を受けまして、本市のHPにて注意喚起及び駆除方法の周知を行ったところです。引き続き、外来生物対策についてご協力をいただきますようお願いいたします。				

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
4	5月15日	5月27日	メール	観光振興課
提案内容 ●旧はまる一歩バスの車両について 市役所には使用済みとなったはまる一歩バスが数台、放置されているが、専用車両として作ったのだから廃車にせず有効利用したほうがいい。使えるならばだが。 その方法の一つとして、境駅から米子駅、松江駅までの直通バス路線を作ることがあげられる。この市外の二つの駅までの直通路線は何故か無く、市民は不便な思いをし続けている。既存の JR は各駅停車、バスはバス停停車で時間がかかっている。直通だと 2,30 分で行けるので大変助かる。ハードウェアの車両は既にあるので、運航会社と再契約して直通路線を作ってほしい。これにより既存の JR とバス路線は減収となるがやむを得ない。JR の場合は元から回復不可能な赤字路線で、この際、廃線にしてもらったほうがいいかもしれない。バス会社の場合、再契約先を既存路線のバス会社にすれば逆に増収になるだろう。JR が廃線となれば途中駅で昇降していた乗客もバスに乗るようになるので、バス会社としても客を独占できて大助かりのはずである。				

令和7年度 市民の声提案箱 回答

回答内容

「はまる一ふバス」として運行していた車両は売却をいたします。

本市では、使用年数8年、走行距離80万kmを廃車の目安としており、現在所有している車両は購入してから4年から16年経過しており、ほとんどの車両の走行距離が50万kmを超え、80万kmを超えるものもありますので、新たな公共交通サービスでの活用には向いておりません。

JR境線は、新型コロナウイルス流行時には、利用者がかなり減少しておりましたが、年々、利用者数は回復傾向にあります。また、通勤・通学などの大量輸送を担う大切な交通機関であり、路線自体が観光資源の一つにもなっておりますので、今後、JR境線をさらに活用するために、米子市やJR西日本と協議を進めているところです。

JR境線や路線バス、タクシー、そして「みなとーる」がそれぞれの特徴を生かし、住民や観光客の皆さんの利便性の向上につながるように、公共交通の利活用を関係機関とともに、総合的に考えてまいります。

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
5	5月16日	5月23日	メール	生涯学習課

提案内容

●市民温水プールのタトゥー禁止について

境港市営プールがタトゥーを禁止していると知り、大変驚きました。タトゥーを入れることは、当然の権利であり、個人の表現の問題です。市営プールでのタトゥー禁止という時代遅れの方針を見直すべきです。

回答内容

いただいたご提案について、市民温水プールの管理者である「特定非営利活動法人境港スイミングスクール」に状況を確認しましたので、ご回答いたします。

刺青やタトゥーを入れている方が市民温水プールを利用される場合には、刺青やタトゥーが見えないように、ラッシュガードを着用するなどして利用いただくようお願いしています。

若者への普及や多文化共生など、時代の変化とともに、タトゥーを巡る状況が変わりつつあるのかもしれませんが、すべての方が受け入れられる状況ではないと考えております。

小中学校のプール授業やスイミングスクールをはじめ、子どもの利用が多い公共施設として、誰もが安心して快適に利用できるよう環境づくりに努めておりますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

今後も、プールのよりよい運営に向けて、施設管理者と連携して対応してまいります。

令和 7 年度 市民の声提案箱 回答

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
6	5月22日	6月26日	メール	観光振興課
提案内容 ●みなとーるバスの運転手について みなとーるに乗車中、何人かで乗り合わせますが、次にどこに行くのか不安になります。運転手さんの中には、次にどこに行くのか言ってくれる方もいますが、言われない方もいます。できれば、運転手さん全員、次にどこに行くのか、言ってくれるとありがたいです。				
回答内容 「みなとーる」は乗合バスですので、その日の予約状況によって運行ルートが変わるため、どこを走っているかわからず不安に感じるというご意見をほかの利用者からもうかがっております。 運行の際、路線バスのように随時、次の目的地を伝えてもらうよう、運行事業者にお願いはしていましたが、すべての運転手に対応している状況ではありませんでした。 利用者の皆さんが安心して利用していただけるように、運転手が次の目的地や運行状況などのご案内を丁寧に行うよう、運行事業者へ指導の徹底をお願いいたしました。 継続して運行改善に努めてまいりますので、今後もご利用していただきますようお願いいたします。				

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
7	5月26日	6月13日	メール	生涯学習課
提案内容 ●市長と語る会（渡地区）での未回答案件について 令和 7 年 5 月 1 9 日、渡地区「市長と語る会」で質問のあった『防災放送で「境港市の歌」を児童の合唱で流す』について、回答がなかった点についてお尋ねします。 流さない、流せない理由とされた著作権使用料はいくらですか。 また、この際、作詞発注の経緯や取扱いについての市の考え方をホームページなどで広く周知され、決着をつけてはいかがでしょうか。この問題が何度も繰り返し提起されていると後で知りました。				
回答内容 まず 1 つ目の、渡地区「市長と語る会」でご質問いただきました、境港市の歌の著作権使用料について回答いたします。 ご指摘のとおり、防災行政無線で放送する内容は、同時に戸別受信機でも放送されるため、戸別受信機に対しての公衆送信権（著作権）が発生します。この場合において、市は歌詞の著作権を管理している一般社団法人日本音楽著作権協会（J A S R A C）に				

令和7年度 市民の声提案箱 回答

対し、年間 132,000 円（税込）の著作権使用料を支払う必要があります。

なお、著作権使用料の問題とは別に、歌詞付きの放送は周囲の雑音や天候、特に風の影響を受けやすく、歌詞が聞き取りづらいことも想定されるため、本市としては、メロディーのみの放送が適切であると考えております。

2つ目の、作詞発注の経緯や取扱いについての市の考え方をホームページなどで広く周知することについては、改めて著作権者と交渉することも念頭に入れ、今後検討したいと考えます。

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
8	5月29日	6月3日	メール	農政課

提案内容

●境港市火入れに関する条例について

境港市火入れに関する条例（昭和 59 年 6 月 15 日条例第 17 号）では次のように定められています。

（火入れの中止）

第 14 条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

〈問い合わせ等〉

1 条例の文中にある異常乾燥注意報は、1988 年（昭和 63 年）4 月 1 日から乾燥注意報に変わっています。確認してください。条例は昭和 63 年に改正されずに現在まで続いています。誰も疑問に思わず、どこからも指摘等されずにいるのだと思います。

2 （あえて）誤りを見て見ぬふりはできないので（境港市民ではありませんが）意見します。

3 強風注意報、乾燥注意報は気象庁（鳥取地方气象台）が発表します。発令はしません。火災警報は市長が発令します。条例の表記はこのままで良いのでしょうか。

4 「火入れに関する条例」が上記のような表記（異常乾燥注意報のまま）になっているのは境港市だけではなく。鳥取県の 3 市 11 町 1 村の「火入れに関する条例」等には存在しない「異常乾燥注意報」が文中にあります。

なぜこのような状況であるのか知る術はありませんが、見過ごすことのできないことだと（私は）思います。残念です。

5 情報を共有していただけたらと思います。

回答内容

令和7年度 市民の声提案箱 回答

「境港市火入れに関する条例」につきましては、昭和59年に施行され、平成元年と令和4年に改正をしていますが、異常乾燥注意報については改正されていませんでした。

本市に記録が残っているところでは、火入れの申請が提出された事例がなく、条例を確認する機会が少なかったことが考えられます。

今回のご指摘を機に内容を確認し、適正なものに改正したいと思います。また、情報共有については、鳥取県にお願いしたところです。